様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　2025　年　　5月　　15日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきかいしゃたなかこうぎょう  一般事業主の氏名又は名称　株式会社タナカ工業  （ふりがな）たなか　けんいち  （法人の場合）代表者の氏名 田中　健一  住所　〒756-0038　山口県山陽小野田市大字有帆1792-4  法人番号　8250001004100  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX時代における当社の取り組み | | 公表日 | 2023年　　4月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「DX時代における当社の取り組み」内の「DX戦略の目的」「DXにおける基本的な方針」にて公表  https://tnkkougyo.com/dxstrategy | | 記載内容抜粋 | DX戦略の目的  弊社のDX戦略の目的は、より効率的でスマートな生産プロセスの確立や品質の向上、そして顧客ニーズへの迅速な対応力の向上をはかることと伴に、ITを活用した人材の育成に力を入れ、新規事業展開を実現していく事です。  DXにおける基本的な方針  弊社のDXを推進させる上で現時点での課題は下記のとおりです。  1.デジタル化による生産性の向上  2.組織文化の変革  3.人材育成  4.新規事業の創出 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項である |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX時代における当社の取り組み | | 公表日 | 2023　年　4月　28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「DX推進における当社の取り組み」内の「DX推進プロジェクト」にて公表  https://tnkkougyo.com/dxstrategy | | 記載内容抜粋 | 業務システム全体の最適化  1.生産プロセスのデジタル化  蓄積したデータを見える化・AIによる分析（BI適用）によりベテラン社員の勘と経験に依らないデータに基づく判断が可能な組織にし、安定的な施工体制を確保する。  2.顧客とのデジタル接点の強化  顧客データのデジタル化により適切なタイミングでのメンテナンスのご案内が可能になり顧客満足度を向上させる。  3.生産プロセスの自動化とロボット化  安定して高品質のサービス（製品）の提供が可能となる。  4.データ統合とシステム連携の最適化  生産プロセスに関連するデータを一元化し、システムの統合や連携を図ることで、生産管理や在庫管理、物流管理などの業務を効率化します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項である |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「DX時代における当社の取り組み」内の「組織全体の役割・最適化」「IT人材の創出」にて公表  https://tnkkougyo.com/dxstrategy | | 記載内容抜粋 | 組織全体の役割・最適化  2.チームの構築  DX推進チームを設置し、各部署の関係者が協力してDX推進に取り組めるようにします。  IT人材の創出  1.教育・研修プログラムの導入  従業員に対して、IT技術やプログラミングの教育・研修プログラムを導入することで、IT人材を育成します。また、社員向けのオンライン学習プラットフォームを導入することで、自己学習やスキルアップを促進することができます。  2.ITエンジニアの採用・育成  ITエンジニアを採用することで、内部でのIT人材の育成を図ります。また、製造業の業務に特化したITエンジニアの育成プログラムを導入することで、製造業に特化したIT人材の育成を目指します。  3.外部のIT企業との提携  外部のIT企業との提携を通じて、IT人材を活用し、業務プロセスの見直しや、システム開発を依頼することで、外部の専門知識を活用していきます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「DX時代における当社の取り組み」内の「DX推進シナリオ」にて公表  https://tnkkougyo.com/dxstrategy | | 記載内容抜粋 | DX推進シナリオ  1.IoT(モノのインターネット)の活用  製造現場にセンサーやアクチュエーターを設置し、IoT技術を活用することで、製造現場のリアルタイムな情報収集・分析が可能になります。例えば、製品の生産状況や設備の稼働状況、材料の在庫状況などをリアルタイムに把握することができます。  2.AI(人工知能)の導入  AIを活用することで、生産計画の最適化や不良品の早期発見・予防など、製造プロセス全体の改善が可能になります。例えば、製品の不良品率を減らすために、検査業務にAIを導入することで、より高精度な不良品の検出が可能になります。  3.RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)の活用  製造業において、RPAを活用することで、生産プロセスや業務プロセスの自動化が可能になります。例えば、在庫管理や出荷作業などの煩雑な業務をRPAに任せることで、人的ミスや手間を削減することができます。  4.VR(バーチャルリアリティ)・AR(拡張現実)の導入  製造現場にVRやARを導入することで、作業の効率化や生産性の向上が可能になります。例えば、製品の組み立て作業にARを活用することで、作業者に必要な手順や注意事項を表示し、作業の品質向上やトラブルの防止につながります。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX時代における当社の取り組み | | 公表日 | 2023　年　　4月　　28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「DX時代における当社の取り組み」内の「DX推進プロジェクト達成状況をはかる指標」にて公表  https://tnkkougyo.com/dxstrategy | | 記載内容抜粋 | DX推進プロジェクト達成状況をはかる指標  戦略より  ①蓄積したデータを見える化・AIによる分析（BI適用）によりベテラン社員の勘と経験に依らないデータに基づく判断が可能な組織にし、安定的な施工体制を確保する。  ②顧客データのデジタル化により適切なタイミングでのメンテナンスのご案内が可能になり顧客満足度を向上させる。  ③安定して高品質のサービス（製品）の提供ができる。  ④生産プロセスに関連するデータを一元化し、システムの統合や連携を図ることで、生産管理や在庫管理、物流管理などの業務を効率化  これらの達成状況にかかる指標として  生産性の向上  生産コストの削減  品質向上  不良品の削減  の4つを設定し達成度を管理する。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023　年　7月　24日 | | 発信方法 | ホームページ　ニュースリリース  DX推進における弊社の取り組み状況  https://tnkkougyo.com/2023/07/24/1514/　にて公開 | | 発信内容 | 以下の内容を、弊社代表取締役自らのメッセージとして、発信しております。  当社では時代に合わせて変化していくため、デジタルトランスフォーメーション（「DX」と称する）に取り組んでいます。  2023年に社内のDXを進める組織であるDX推進チームを設置し、それと同時に経済産業省の「DX推進指標」に基づく自己分析に基づき、私共の現在の立ち位置・課題を認識すると共に、短期～中長期の推進計画を策定しました。  現在のDXへの取り組み状況として、現状認識を基に、DX推進における当社の基本方針を全社員で共有し、組織文化の変革に取り組んでいます。  当社における現状の課題は以下のとおりです。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023　年　　2月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」により自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイト（<https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html>）により入力している |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023 年 2月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SecurityAction制度に基づき2つ星の自己宣言を実施している  https://tnkkougyo.com/security |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。